

山口市自主防災組織認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自治会等(地域住民が組織した自治会その他これに準ずる団体をいう。以下「自治会等」という。)を自主防災組織として認定することに関し必要な事項を定め、もって地域の自主的な防災活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自治会等が自主的に結成する組織であって、別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割分担に基づいて活動する組織をいう。

(認定する自主防災組織の構成)

第3条 この要綱において認定する「自主防災組織」は次のとおりとする。

- (1) 自治会等が次の地域単位で構成する自主防災組織(地域自主防災組織)
大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東
- (2) 自治会等が前号以外で構成する自主防災組織(単位自主防災組織)

(認定の申請)

第4条 自治会等の代表者は、自主防災組織の認定を受けようとするときは、自主防災組織認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 設置に関する規約等の写し
- (2) 組織図

(認定)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、自主防災組織としての基準を満たしていると認めるときは、当該組織を自主防災組織として認定し、自主防災組織認定書(様式第2号)を自治会等の代表者に交付する。

(変更の届出)

第6条 自主防災組織の代表者は、前条の規定による認定後に規約又は組織の編成に変更があったときは、その都度市長に自主防災組織変更届(様式第3号)を届け出るものとする。ただし、防災活動に関連のない規約の変更等はこの限りでない。

(解散等の届出)

第7条 自主防災組織が解散し、又は活動を休止したとき、若しくは自主防災組織が他の自主防災組織との合併等により組織が消滅したときは、速やかに自主防災組織解散(休止)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織の認定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による解散（休止）の届出があったとき。
- (2) 自主防災組織としての要件を欠くと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により自主防災組織の認定を取り消したときは、自主防災組織認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

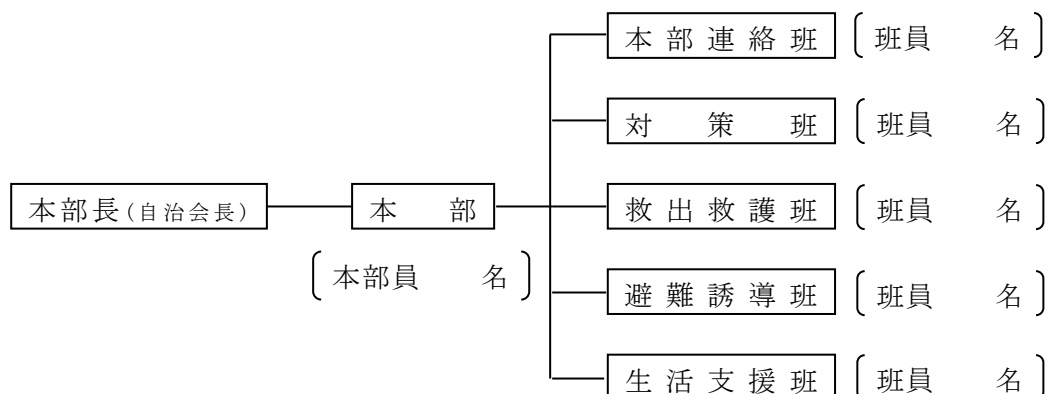
附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

【自主防災組織の編成例】



備考

この表はあくまでも例示であり、各班の構成は地域の実情に応じて編成するものとする。

別表第2(第2条関係)

【自主防災組織の役割例】

活動内容 班編成	平 常 時	災 害 時
		各班の役割分担の他、組織全体で地域住民の連携を高め、災害時における行動力を養う。
本部連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する知識の普及 災害情報入手手段の確保 連絡網の作成と管理 情報収集、安否確認訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本部運営補助 災害情報の収集と伝達 防災機関に対する災害情報の通報 避難勧告等の伝達
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防活動 浸水等危険箇所の点検 消火、水防資器材の準備と管理 消火、水防訓練の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動、初期水防活動 危険箇所巡回 二次被害軽減対策 避難後の防犯対策
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の知識の普及 負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理 応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動 負傷者等の搬送
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所と経路の把握 要援護者と支援者の把握 避難誘導資器材の準備と管理 避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な避難場所の指示 避難行動を促すための説得 要援護者の避難と手助け 避難誘導
生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の開設と運用方法確認 避難生活全般(給食、給水、トイレ等)の計画と訓練の実施 必要な備蓄の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の開設(安全確認) 炊き出し等の給食、給水活動 トイレやゴミ処理等の衛生対策 避難生活全般の支援